

(表面)

立入調査員証		第〇〇〇号
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日		
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有するものであることを証明する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日発行（令和〇〇年〇〇月〇〇まで有効）</p> <p style="text-align: right;">松伏町長 印</p>		

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第9条（略）

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

殿

松伏町長

印

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく立入検査の実施について（通知）

貴殿の所有（管理）する下記物件（建築物又はそれに付属する工作物及びその敷地を含む。以下同じ。）について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく立入調査を下記のとおり実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

なお、本通知は貴殿を含む当該物件の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）全員（のうち、確知された〇名）の方にお送りしてします。

記

1 対象となる特定空家等

所在地
用 途

2 立入調査実施日時 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

2 実施の理由

（例）外観目視調査により家屋の傾斜等が確認され、法第2条第2項の「特定空家等」に該当する可能性があると考えられるが、当該家屋の倒壊の危険性について、さらに詳しく調査する必要があるため。

4 所有者等の立会等

この立入調査を実施するに当たり、所有者等の方の立会をお願いしたいので、お手数ですが下記担当者までご連絡ください。なお、所有者等の方の立会がない場合でも立入調査は実施します。

また、この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、法第16条第2項の規定により20万円以下の過料に処すると定められています。

本件に関するお問合せ

新市街地整備課 開発建築担当 ○○・○○

電 話 048-991-1858

FAX 048-991-9092

殿

松伏町長

印

特定空家等に係る改善措置について（指導）

貴殿の所有（管理）する下記空家等（建築物又はそれに付属する工作物及びその敷地を含む。以下同じ。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められることから、法第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり改善のための措置をとるよう指導します。

なお、本通知は貴殿を含む当該物件の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）全員（のうち、確知された〇名）の方にお送りしてします。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途

- 2 指導にかかる措置の内容

（例）建物南側2階の外壁材及びベランダが脱落しないよう補修又は除却すること。

- 3 指導に至った事由

（当該特定空家等の状態、周辺にどのような悪影響をもたらしているかなどについて、具体的に記載）、

（例）建物南側2階の外壁材及びベランダが腐食により脱落して隣家の住民及び前面道路の通行人に危害が及ぶ可能性があり、法第2条第2項の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」に該当すると認められるため。

- 4 指導の責任者 松伏町新市街地整備課長 ○○ ○○
連絡先：048-991-1858

- 5 その他

（1）上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで書面により報告をすること。

（2）上記2に示す措置を実施しなかった場合は、法第14条第2項の規定に基づき当該措置をとることを勧告することがあります。同項の勧告を受けた特定空家等に係る敷地については、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

令和 年 月 日

松伏町長 あて

氏 名 ㊟
住 所
電話番号
(複数人の場合は代表者のみ又は連名でも可)

特定空家等に係る改善措置について（報告）

令和 年 月 日付け新市第 号で指導（勧告・命令・戒告）を受けたこと
について、下記のとおり措置を実施したので報告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
- 2 実施した措置の内容
(どの箇所を、どのように改善したか、詳しく記載すること。)
- 3 写真及び図面等
(作業の様子及び改善後の写真を添付すること。必要に応じて図面等を添付すること。)

※その他、空家等の管理、処分等について特筆すべき事項があれば記載する。

殿

松伏町長

印

勸 告 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 勧告にかかる措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3 勧告に至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

のいずれに該当するか、具体的に記載)

4 勧告の責任者 松伏町新市街地整備課長 ○○ ○○

連絡先：048-991-1858

5 措置の期限 令和○○年○○月○○日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

殿

松伏町長

印

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け新市第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、松伏町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 3 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
松伏町新市街地整備課長 宛
送付先：北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
連絡先：048-991-1858
- 5 意見書の提出期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

殿

松伏町長

印

命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け新市第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4 命令の責任者

松伏町新市街地整備課長 〇〇 〇〇

連絡先：048-991-1858

5 措置の期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に松伏町長に対し異議申立てをすることができます。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け新市第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 3 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 4 命令の責任者
松伏町新市街地整備課長 〇〇 〇〇
連絡先：048-991-1858
- 5 措置の期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

松伏町長

印

戒 告 書

貴殿に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け新市第 号により貴殿の所有する下記特定空家等の※措置の内容を行うよう命じました。この命令を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の※措置の内容を執行いたしますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模
- (5) 所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に松伏町長に対し異議申立てをすることができます。

※措置の内容(除却、修繕、立木竹の伐採等)に応じて記載

殿

松伏町長

印

代執行令書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け新市第 号により貴殿の所有する下記特定空家等を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに**※措置の内容**するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 **※措置の内容**する物件
所在地
用途
- 2 代執行の時期
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 3 執行責任者
松伏町新市街地整備課長 〇〇 〇〇
- 4 代執行に要する費用の概算見積額
約 円

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に松伏町長に対し異議申立てをすることができます。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

(表面)

執行責任者証

新市第〇〇〇号

新市街地整備課長 〇〇 〇〇

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松伏町長

印

記

- 1 代執行をなすべき事項
代執行令書（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け新市第〇〇〇号）記載の
北葛飾郡松伏町大字〇〇〇××××番地××の建築物の除却
- 2 代執行をなすべき時期
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 （略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。